

町民意見交換会意見の取り扱いについて

町民意見交換会で出された議会基本条例（素案）に関する意見等について、議会改革調査特別委員会（5月30日、6月14日）及び小委員会（6月7日）で検討を行い、次のとおり整理しました。

◎議会基本条例（素案）について

（1）町民参加及び町民との連携（第5条関係）

議会報告会など議会と町民が意見交換する場について、年間3～4回の開催や複数地区での開催、開催時間帯の考慮、団体に属さないグループへの対応などの意見が出されました。素案の修正は行いませんが、これから検討する議会報告会等のルールづくりにおいて参考とさせていただきます。

（2）自由討議による合意形成（第8条関係）

自由討議による合意形成は、必要がないので削除してはどうかという意見が出され、特別委員会及び小委員会においてあらためて議論を行いました。

憲法では、地方公共団体に議事機関として議会を設置することを定めています。この議決機関というのは、議論を尽くしたうえで、物事を決める権限を持った機関ということです。議会ですから議決行為は当然としても、今日では、議決にいたるまでの議論が重要視されています。議会は、多様な意見、価値観を持った議員による合議制の機関でありますので、妥協、一步進んで合意形成のためには、議員間の自由討議は不可欠であると確認をし、素案どおりといたしました。

（3）その他

上記（1）（2）の外にも、「自由な討論の広場（第3条）の削除」「閉会中の町民参加（第5条）の方法」「反問の文言（第6条）の修正」「見直し手続き（第16条）について」などの意見が出され、会場において説明や意見交換を行いました。

以上のことから、素案の修正等はありませんが、今回の意見交換会でいただいたご意見等は、今後の議会活動に活かしていきたいと思っております。